

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第55号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(学生定員)				(学生定員)			
第8条 略				第8条 略			
2 略				2 略			
3 略				3 研究科の専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。			
専攻	課程	入学定員	総定員	専攻	課程	入学定員	総定員
看護学専攻	博士課程の前期の課程	略		看護学専攻	修士課程	5人	10人
	博士課程の後期の課程	<u>2人</u>	<u>6人</u>				
略				略			

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第38号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる課程の学生定員については、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。